

公 告

肉用子牛生産者補給金制度に係る生産者負担金の改正について

平成27年8月10日

公益社団法人 長野県畜産物価格安定基金協会

- 1 第6業務対象年間(27～31年度)における生産者積立金について、最近の価格動向等を勘案し、全品種(「黒毛和牛」・「褐毛和種」・「その他の肉専用種」・「乳用種」・「交雑種」)について引下げとなりました。
- 2 これに基づき、当協会の肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の額について次のとおり改定しました。
- 3 改定後の単位は、平成27年7月1日個体登録分より適用します。

(単位：円/頭)

品 種	保証基準 価格	合理化目 標価格	生産者積立金					改定前と の差額	改定前
			機構補助金 1/2	県補助金 1/4	生産者負担 金1/4	計			
黒 毛 和 種	332,000	277,000	600	300	300	1,200	▲ 1,000	2,200	
褐 毛 和 種	303,000	255,000	2,300	1,150	1,150	4,600	▲ 7,300	11,900	
その他肉専用種	217,000	147,000	6,200	3,100	3,100	12,400	▲12,000	24,400	
乳 用 種	130,000	88,000	3,200	1,600	1,600	6,400	▲ 6,300	12,700	
交 雑 種	199,000	144,000	1,200	600	600	2,400	▲ 2,600	5,000	

補給金交付基準

①保証基準価格  $\geq$  平均売買価格  $>$  合理化目標価格のとき

保証基準価格 - 平均売買価格

②平均売買価格  $<$  合理化目標価格のとき

(保証基準価格 - 合理化目標価格) + (合理化目標価格 - 平均売買価格)  $\times$  0.9